

# 新たに旅館業を始められる方へ

—申請の手引— (2026/2改訂)

## 目次

- 法解釈・構造基準 . . . . . 1～8
- 申請手続き . . . . . 9～11
- 申請書等・記入例 . . . . . 12～15

## チェックリスト

### ○申請書類

<input type="checkbox"/>	1	手数料：22,000円
<input type="checkbox"/>	2	旅館業営業許可申請書
<input type="checkbox"/>	3	申請書・別紙：営業施設の構造設備の概要
<input type="checkbox"/>	4	定款又は寄附行為、及び、 法人の登記事項証明書の写し
<input type="checkbox"/>	5	営業施設の配置図・平面図・立面図
<input type="checkbox"/>	6	営業施設120m以内の周辺図
<input type="checkbox"/>	7	玄関帳場等の代替措置（代替設備等）の内容がわかる書類
<input type="checkbox"/>	8	消防法令適合通知書（写）
<input type="checkbox"/>	9	建築基準法における検査済証（写）、又は、 用途変更確認済証（写）
<input type="checkbox"/>	10	水道水使用証明書、又は、水質検査成績書
<input type="checkbox"/>	11	浄化槽設置届（写）、又は、管理者変更報告（写）
<input type="checkbox"/>	12	水質汚濁防止法等に基づく特定施設届（写）、又は、 添付ない場合、必要に応じ届出の要／不要の確認を求める
<input type="checkbox"/>	13	自然公園法に基づく環境省の許可書（写）
<input type="checkbox"/>	14	情報公開に関する同意書

### ○許可書の郵送を希望する場合

- 宛先を記入したレターパックライトを持参

吾妻保健福祉事務所（吾妻保健所） 衛生係

〒377-0425 群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条183-1

○電話：0279-75-3303

○FAX：0279-75-6091

○mail：agahofuku-hoken@pref.gunma.lg.jp

※セキュリティ上、ドメインによってメールが到達しないことがあります。

初めてメールされる方は、電話にてメール到達の確認をお願いします。

## ～～ 法解釈・構造基準編 ～～

### 1 旅館業について

#### (1) 旅館業の許可が必要な施設について

旅館業の許可が必要な施設は、次に掲げる項目すべてに該当する場合です。会社等の厚生施設や寺院等の宿泊施設であっても、該当する場合は許可が必要となるため、保健所に相談してください。

#### (2) 旅館業とは

旅館業とは、①施設を設け、②宿泊料を受けて、③寝具を使用し施設を利用させる（宿泊）ことを、④「業」として、行うことをいう。

##### ① 施設を設け

- 施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め、施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること。
- 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること。
- 利用実態を考慮して判断するため、ウィークリーマンション等も対象となることがあります。

##### ② 宿泊料を受けて

- 宿泊料は、名目の如何を問わず実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるものは含まれます。例：休憩料、寝具等クリーニング代、光熱水道費、室内清掃費等
- 会社等の厚生施設や寺院等の宿泊施設において、宿泊代価を徴収する場合は、その支払の名称が名目の如何を問わず、食事の実費相当額以上は該当します。

##### ③ 寝具を使用し施設を利用させる（宿泊）こと

- 寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。
- 休憩は、寝具を使用し施設を利用するものは、宿泊の一部として該当します。

##### ④ 「業」として

- 「反復継続」して行い、その行為が「社会性を持つ」場合をいう。
- 相手方が不特定多数であることは、「業」の概念上必要ではない。（対象者が特定されていることをもって、業に該当しないということにはならない。）
- 「社会性を持つ」とは、社会通念上、個人生活上の行為の範囲を超える行為であり、一般的には、友人、知人を泊める場合は「社会性を持つ」に当たらない。

#### (3) 旅館業の種別

種別	定義	例
旅館・ホテル営業	簡易宿所営業、下宿営業以外のもの	ビジネスホテル、温泉旅館
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設けてする営業	山小屋、キャンプ場 カプセルホテル
下宿営業	1月以上の期間を単位として宿泊させる営業	

#### (4) 住宅宿泊業について

住宅宿泊業法における住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第3条第1項の規定にかかわらず、住宅宿泊業を営むことができます。

群馬県内で住宅宿泊業を営む場合は、つぎにご相談ください。

- 群馬県食品・生活衛生課（027-226-2445）
- 住宅宿泊事業（民泊）：<https://www.pref.gunma.jp/page/8209.html>

## 2 地域や施設にかかる各法令の規制について

### (1) 旅館業の営業ができる地域・場所か?

#### ① 用途地域

つぎに掲げる用途地域以外では、旅館業が出来ません。該当の有無は、旅館業を予定する地域を所管する町村ホームページまたは町村担当部署で確認してください。

ただし、管内町村のうち草津町は、この用途地域以外でも旅館業が営業できる規制緩和を実施しています。また、草津町は、旅館や温泉利用に関して指導や規制がありますので、詳細は草津町担当部署へ問合せください。

#### 旅館業ができる地域〔都市計画法〕

・用途地域の指定がないこと 又は ・用途地域の指定がある場合 第一種住居地域（旅館業の用途が3,000m <sup>2</sup> 以下）、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域	管内町村 中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町
--	---

#### ② 設置場所

申請施設の設置場所を中心として半径120mの円の区域内に、つぎに掲げる施設の敷地の周囲がある場合、旅館の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、許可を受けられないことがあります。

該当の場合、営業者は事前に施設に対して照会し、異議がない旨を確認することを推奨します。申請の際に該当の場合、保健所から該当施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。

#### 法第3条第3項に該当する施設について〔旅館業法〕

- ・簡便に説明すると、学校、保育園等、児童福祉施設、図書館、公民館、公園、スポーツ施設などの他、特に知事が必要と認めて指定するもの、としています
- ・知事が指定した施設は、下の群馬県ホームページにて公示しています。

○群馬県旅館業条例第2条第1項第3号の規定に基づく施設の指定

<https://www.pref.gunma.jp/page/6215.html>

### (2) 施設が各法令に対して適合・順守しているか?

#### ① 建築基準法

旅館業の施設には、建築基準法上の構造設備基準が設けられています。また、既存の住宅を活用し、旅館の用途とする部分が200m<sup>2</sup>を超える場合は、用途変更の確認申請を行う必要があります。

また、建物に浄化槽が設置されている場合は、建物の利用上の観点から、旅館業の定員は浄化槽の人槽（人数）を超えないこと（定員上限=人槽）となります。浄化槽は戸建ての場合、延床面積130m<sup>2</sup>までが5人槽とし130m<sup>2</sup>以上は7人槽を基準として、利用状況によって人槽増減の判断がされます。人槽算定を変更したいなどの場合は担当部署へ相談してください。

なお、住宅宿泊事業（民泊）として施設利用する場合は、年間利用日数は180日が上限となります。人槽算定基準が変わり旅館業に比べ増員となります。比較検討のため申し添えます。

#### 建築確認・用途変更等、建物における浄化槽人数算定について〔建築基準法等〕

中之条土木事務所建築係：0279-75-3047  
オンライン相談窓口：<https://www.pref.gunma.jp/page/605592.html>

## ② 消防法

旅館業を行うには、規模等に応じて消火器、自動火災報知設備、誘導灯等の設備の設置を要し、また、防火管理者の選任等が必要になる場合があります。

消防について〔消防法〕

吾妻広域消防本部予防課：0279-68-0214
西部消防署：0279-88-7119

## ③ 净化槽法・水質汚濁防止法

浄化槽を新設した場合は設置届、既設を利用する場合は管理者変更報告が必要です。また、住宅を旅館に利用する場合、浄化槽の用途変更手続きが必要になります。

旅館業施設（下宿営業を除く）において、厨房・洗濯機・入浴施設を有し、その排水を浄化槽（又は污水枠）で処理した水を、敷地外の公共用海域へ放流する場合、水質汚濁防止法設置届出が必要です。なお、施設が受けた雨水の排水をそのまま敷地外へ放流する場合も対象ですので注意してください。

参考ですが、住宅宿泊事業（民泊）施設は水質汚濁防止法対象外となります。

詳細については担当部署へ相談してください。

浄化槽の設置・管理者変更・用途を旅館等に変更する場合〔浄化槽法〕

排水を公共用海域に放流する場合〔水質汚濁防止法〕

吾妻環境森林事務所：0279-75-4611
------------------------

## ④ その他関係法令

建物の外観について〔景観条例・まちづくり条例等〕

所管する町村

自然公園内における建物等の規制について〔自然公園法〕

環境省万座自然保護官事務所：0279-97-2083

水道水関係について〔水道法〕

所管する町村、又は、水道事業者

排水を公共下水道に接続〔下水道法〕

所管する町村

## （3）ラブホテル・モーテル、それに類する施設

### ① 事前協議が必要なもの

営業にラブホテル・モーテル類似施設や風俗営業が関わると考えられる場合、営業者が関係機関と協議する必要があります。

ラブホテル・モーテル類似施設〔群馬県ラブホテル等施設設置規制指導要領〕

旅館・ホテルが対象（簡易宿所は対象外） 窓口：各町村の教育委員会

風俗営業に関連する場合〔風営法〕

窓口：各警察署

## 3 施設の構造設備基準等

### （1）構造設備基準

旅館業の営業の許可を受けようとするときは、下記の基準に適合する必要があります。その他の建築物に係る基準については、建築基準法等関係法令の基準を遵守してください。

つぎに「旅館・ホテル営業」と「簡易宿所営業」の主な基準を説明します。

## (2) 客室について

### ① 客室とは

客室は、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所（客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れ、共通の廊下、共用の設備及びこれに類する場所を除く。）をいい、原則として壁、ふすま、またはこれらに類するものを用いて区画された居室をいいます。

### ② 客室面積（有効床面積）と定員

客室面積は、壁、柱等の内側で測定する方法（いわゆる内法（うちのり））によって測定します。内法面積は、建築設計図面に記載されている壁芯面積（壁の中心で測定する方法による面積）より狭くなるので注意が必要です。

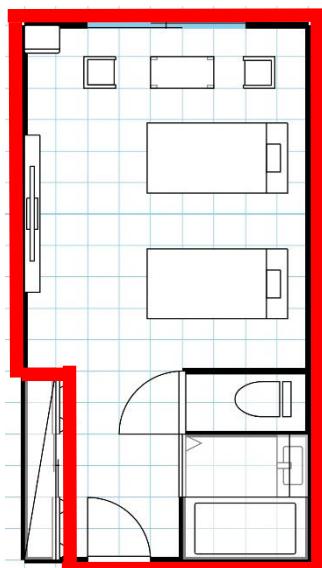
営業の種別	面積基準	定員と有効床面積	
		定員の考え方	有効床面積
旅館・ホテル 営業	1 客室の床面積 7 m <sup>2</sup> 以上	寝台を置かない部屋 1客室の定員は、有効床面積3.3 m <sup>2</sup> につき1人	定員算定の基礎となる面積。 客室面積から、客室専用の便所、浴室、洗面所、踏込み、広縁等の宿泊者の睡眠、休憩等に不適な部分を除いた部分
	寝台を置く客室にあっては、9 m <sup>2</sup> 以上	寝台を置く部屋 1客室の定員は、有効床面積4.5 m <sup>2</sup> につき1人	
簡易宿所 営業	客室の延床面積 3.3 m <sup>2</sup> 以上 ※宿泊者10人以下の場合は(3.3 ×宿泊者数)m <sup>2</sup> 以上	1客室の定員は、有効床面積1.65 m <sup>2</sup> につき1人	

※簡易宿所営業において、階層式寝台を有する場合は、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。

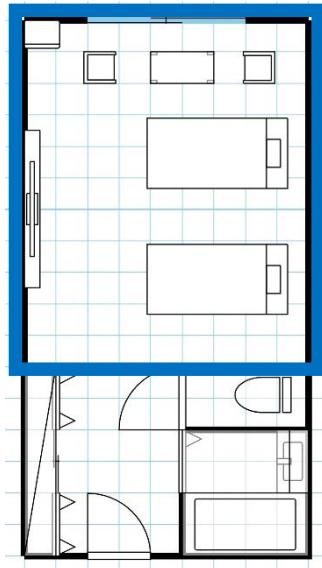
※簡易宿所営業において、有効床面積に共用される居間（リビング）は含めません。

※定員は、消防法の規定や浄化槽の大きさ（人槽）を遵守して下さい。

客室面積  
(客室から収納を除いた部分)



有効床面積  
(宿泊に供せる部分)



### ③ 客室その他の基準

- ・換気のため外気の流通に適当な窓又はこれに代わる設備をすること。
- ・窓等により自然光線を十分に採り入れることができる構造とすること。
- ・照明は、宿泊者の安全衛生上必要な照度を満たすように設備すること。
- ・床面が地盤上に接する場合には、その床面は地盤から45cm以上であること。
- ・床面が地盤面下にある場合には、床又はその床下は耐水材料で構築し、その壁及び床下には適当な防湿方法を施すこと。
- ・床が地盤に接しつつ木造の場合には、その床下に適当な換気設備を設けること。

#### [考え方・注意事項]

- ・簡易宿所営業は、一人部屋のみの施設や一人部屋を主とする施設は認められません。逆に、定員増加を目的として簡易宿所営業とすることも出来ません。
- ・簡易宿所営業は、その定義と利用の予定に沿って客観的に認めます。
- ・窓のない無窓客室は認められません。
- ・寝具については、布団、枕等は定員の2割増程度、シーツ、枕カバー等毎日交換するものは、定員の倍以上の数を目安とすること。なお、定員30名以上の施設は、寝具について実態に即した予備数（6組以上）としています。

### (3) 玄関帳場等の設備について

#### ① 玄関帳場等とは

旅館・ホテル及び簡易宿所の「玄関帳場等又は玄関帳場等に代替する機能を有する設備」に関する規定は、次のとおりです。

- ・「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として省令で定める基準に適合するもの」  
次のア、イのいずれにも該当すること。
  - ア 事故その他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
  - イ ①「宿泊者の本人確認」、②「宿泊者名簿の正確な記載」、③「宿泊者との客室の鍵の適切な受渡し」、④「宿泊者以外の出入りの状況の確認」を可能とする設備を備えていること。（ア・イは次項で説明）

#### ② 玄関帳場等の具体例

##### 1. 宿泊しようとする方との面接に適する玄関帳場（フロント等）

- ・施設の出入口、または宿泊しようとする方が宿泊施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して設置し、営業者と宿泊しようとする方が必ず応接できる構造とする。

##### 2. 玄関帳場を設けず、ICT機器などの設備を設ける場合

###### ア 緊急時駆け付け体制

宿泊者に緊急事態等が発生した際に、客室等に緊急連絡のために電話・ICT等設備を設置している。また、施設従業者・管理会社がバイク、自動車等（法定速度内）により、概ね10分程度で駆けつけることができる体制を整えている。

###### イ ①「宿泊者の本人確認」

###### 1) ICTを利用したリアルタイム面接

従業員等がICTを利用して宿泊者の顔、旅券等が画像により鮮明に確認でき、かつ、リアルタイムで宿泊者の本人確認を実施するもの。

###### 2) 自動チェックイン機器等を通じた情報照合（無人チェックイン）

本人確認情報を事前に共有した上で、自動チェックイン機器等を通じて本人情報を照合する。併せて、その状況について顔を判別できる角度で録画するもの。

イ②「宿泊者名簿の正確な記載」

- ・本人確認情報として必要な項目は、到着日時、出発日時、行先地、国籍、住所、氏名、連絡先、年齢、性別、旅券番号です。県細則様式を参考。
- ・外国人宿泊者には、国籍、旅券番号の記入と旅券の写しが必要です。
- ・宿泊者名簿及び旅券の写しは、電子的な保存をすることも可能です。
- ・作成日から3年間、営業施設又は営業者の事務所に保存してください。

(県様式・細則第7条関係)

旅館・ホテル／簡易宿所 宿泊者名簿

到着年月日 及び時刻	出発年月日 及び時刻	行先地	国籍	住所	氏名	連絡先	年齢	性別	旅券 番号	備考

注1 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を該当欄に記入すること。

- 2 3名以上の団体にあつては、代表者についてのみ必要事項を記載し、備考欄に代表者以外の者の人数を「ほか何名」と記載することにより、代表者以外の者に係る記載を省略することができる。ただし、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合は、宿泊者全員の必要事項を記載すること。

イ③「宿泊者との客室の鍵の適切な受渡し」

- ・宿泊者がスマートフォン等を使用して客室等の鍵の開閉を行うシステム（スマートロック等）を設置している。

イ④「宿泊者以外の出入りの状況の確認」（防犯対策）

- 1) I C Tを利用したリアルタイム監視

ビデオカメラ等により、出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施

- 2) 録画等を利用した無人監視

自動チェックイン機器等による本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に出来ない構造とする。併せて、出入りの状況について顔を判別できる角度で録画するもの。

※ I C Tとは？

「Information and Communication Technology」の略語で、「情報通信技術」と訳されております。（例：宿泊客や宿泊者名簿が確認できるタブレット端末、テレビ電話機等）

※無人チェックインや無人監視は、令和7年4月1日から要件が追加されました。  
詳しくは、末尾の厚生労働省チラシを確認して下さい。

#### (4) 浴室について

##### ① 浴室の設置について

当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

##### ② 浴室の基準

- ・浴室内が外部から見通すことのできない装置とすること。
- ・浴槽及び洗場はコンクリート、タイルその他の耐水材料で敷設し、洗場には適当な勾配をつけ汚水溜又は下水溝に流入させる構造とすること。
- ・採光、換気を図るため充分な窓又はこれに代わる装置をすること。

##### (循環式浴槽を設ける場合の基準)

- ・浴槽水は、塩素系薬剤を使用する方法その他適切な方法で消毒等を行うこと。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により消毒等を行うことができない場合で他の方法により適切な衛生措置を行うときは、この限りでない。
- ・ろ過器は、一週間に一回以上、逆洗浄又はろ剤の交換等を行い、十分に汚れを除去するとともに、ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- ・循環式浴槽で毎日完全に換水しないものには、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備を使用しないこと。
- ・浴槽からあふれ出た湯水を貯留する槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、定期的に回収槽の清掃及び消毒を行い、回収槽の湯水を消毒する場合は、当該湯水を浴槽水として使用することができる。
- ・集毛器は、毎日清掃を行うこと。
- ・消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

※条例の「浴場の衛生措置基準」が遵守できる構造であることも必要です。

##### [考え方・注意事項]

- ・入浴設備は、シャワー室のみでも可能です。
- ・温泉水を利用する場合は、泉質によって浴槽の設置方法や換気設備に追加基準があります。詳細は、温泉法および県条例を参照ください。

##### ③ かけ流し浴槽・循環式浴槽など浴室管理について

浴槽、貯湯槽、ろ過器などの清掃、消毒、検査等を記録し3年間保存すること。

##### ④ サウナについて

屋内のサウナ室や、屋外のテントサウナ・サウナ小屋などは、浴室付帯設備となり、消防法令の規制があります。設置前に、吾妻広域消防本部予防課（0279-68-0214）又は西部消防署（0279-88-7119）で指導を受けてください。

また、営業許可取得後に、サウナ設置した場合は「旅館業記載事項変更届」を提出する必要があります。

#### 注意！～簡易宿所で火災事故が多発しています～

原因として、冬季において簡易宿所で利用者が不慣れな暖炉を利用し薪をくべ過ぎて失火したり、夏季においてテントサウナのストーブから失火し施設へ延焼した事例がありました。特にサウナで失火した施設は、消防署や保健所に設置の届出せず法令違反があつたものが見受けられました。

簡易宿所では営業者が管理する立場として、施設利用の適切な周知とともに、各法令に遵守したサウナ設備の設置をしてください。

## (5) 便所について

### ① 便所の設置について

- ・宿泊者の利用しやすい位置に設け、適當な数を有すること。
- ・悪臭を排除するため適當な換気設備を設けること。
- ・防虫及び防臭の設備をなし、流水装置による手洗を設けること。
- ・客ごとに清潔な拭手部分が自動的に更新するものでない限り、共用手拭等は備え付けないこと。
- ・水洗便所を除き、大便所の落し口には臭気の拡散を防止するための措置を講ずること。

### [考え方・注意事項]

- ・便所の位置、適當な数とは、目安として、①定員15人につき大小便器各一基以上又は男女が共に使用できる便器二基以上、②二階以上、かつ、その階の定員が7人以上の場合は、各階ごとに設けること、としています。ただし、宿泊者の利便性に支障ない場合はこの限りではありません。
- ・手洗設備は、便所内に設け、水を安定して供給することができるものとし、ロータンク式便器の上部にある給水口をもって代替することは認めません。ただし、同一階であれば便所に隣接した洗面設備をもって代替する等公衆衛生上支障がない場合はこの限りではありません。

## (6) その他の設備について

### ① 調理室

- ・営業者が宿泊者に飲食を提供する場合は、食品衛生法および県条例を適用する。

### ② その他の設備

- ・適當な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

#### ○照明の基準

玄関、廊下、浴室及び便所等には適當な照明設備をしなければならない。

- ・宿泊者の需要を満たすことができる適當な規模の洗面設備を有すること。

#### ○洗面所の基準

施設に応じ十分な数及び広さを有し、耐水材料で築造しなければならない。

- ・飲用に供する水道の設備は、宿泊者の健康を害することのない水質を維持管理できる構造とする。

- ・（遵守事項）客室の入口には、室番号又はこれに代わるもの表示すること。

### [考え方・注意事項]

- ・し尿及び排水処理設備は、適正に処理できる性能が必要のため、新規申請には浄化槽を設置してください。ただし、既存許可施設は適用外である他、山岳非難所用途の山小屋や季節的営業には特例があります。
- ・井戸等の水を利用するには、自動塩素注入装置を設置した上で、水道法第4条における全項目（令和8年2月現在：51項※令和8年4月から52項目）を検査し適合する必要があります。

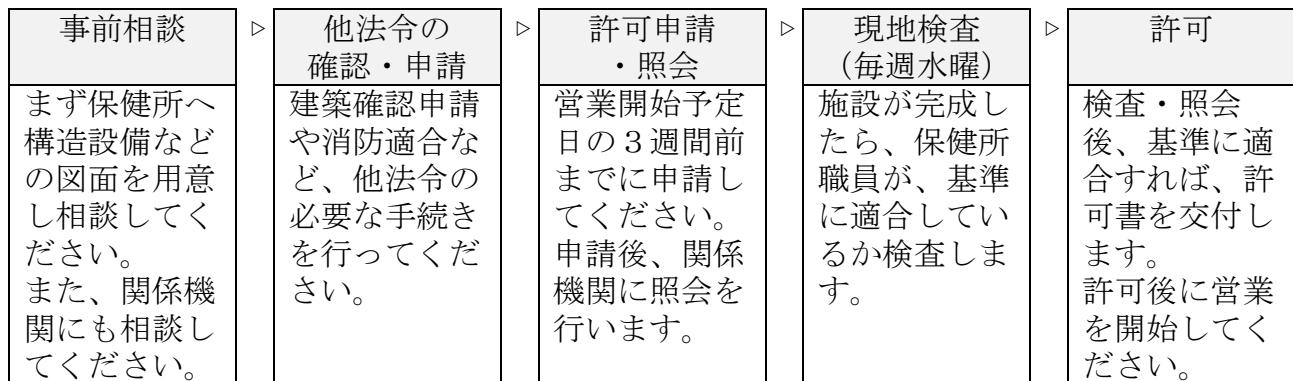
## (7) 設置場所の半径120m以内に法第3条第3項該当施設があつた場合

設置に異議がない場合には、該当施設から、旅館の客室又は飲食施設、遊興施設などの内部を見通すことができる設備を有することが必要です。

## ~~ 申請手続き編 ~~

### 1 旅館業営業許可申請

#### (1) 許可までの流れ



#### (2) 他法令の申請・届出について

食事を提供する場合 食品営業許可申請〔食品衛生法〕 手数料：16,000円	吾妻保健福祉事務所衛生係： 0279-75-3303
温泉を利用する場合 温泉利用許可〔温泉法〕手数料：35,000円	
公衆浴場を営業する場合 公衆浴場営業許可申請〔公衆浴場法〕	
延べ面積3,000m <sup>2</sup> 以上の建物の場合 特定建築物届〔ビル管理法〕	
10m <sup>3</sup> 以上の貯水槽を設置する場合 簡易専用水道設置届〔水道法〕	
町村水道、事業者供給水道以外の場合 飲用水等〔水道法、県条例など〕	
動物の展示、ペットの預かりをする場合 動物取扱業申請〔動物愛護法〕	群馬県動物愛護センター： 0270-75-1718

#### (3) 許可申請について

##### ① 施設の事前審査（照合依頼）について

着工前に、申請施設が旅館業法と関連法令や県条例に適合しているか審査を受ける場合、照合依頼書を提出してください。

提出書類	注意事項
施設の構造設備基準照合依頼書 添付書類 営業施設の所在地、営業の種別、客室数及び定員、省令5条第1項に該当の有無が分かるもの（旅館業営業許可申請書に必要事項を記入したもので可）	手数料：無料 提出部数：2部 ※書類の詳細は、②で説明
旅館業営業許可申請書別紙：営業施設の構造設備の概要	
営業施設の配置図・平面図・立面図 ※簡易宿所に立面図は不要	
営業施設120m以内の周辺図	

② 許可申請について

1) 申請手数料：22,000円

2) 提出部数：1部

3) 提出書類：一覧表のとおり。

4) 営業の権原を有することを確認する場合

- 申請者が施設を賃貸又は区分所有している場合は、営業の権原を有することを示す書類が別途必要となります。
- なお、土地・建物を自己所有していても、管轄する別荘地（管理会社）によって旅館営業を禁止している場合があります。必要と認めた場合、別荘地の共有部を所持する管理会社の許諾書を添付してください。

提出書類	注意事項												
旅館業営業許可申請書	保健所の窓口で配布の他、HPで公開 <a href="https://www.pref.gunma.jp/page/636618.html">https://www.pref.gunma.jp/page/636618.html</a>												
別紙：営業施設の構造設備の概要	記入例を参考												
添付書類	<table border="1"> <tr> <td>定款又は寄附行為 及び 法人の登記事項証明書の写し</td><td>申請者が法人の場合に添付してください。 なお、登記事項証明書は履歴事項全部証明書をお願いします。</td></tr> <tr> <td>営業施設の配置図・平面図・立面図  ※簡易宿所に立面図は不要</td><td>(配置図) 敷地内における営業施設等の配置が確認できるものを添付してください。 (平面図) 客室、便所、浴場、洗面所、調理場その他必要な施設を明示してください。なお、客室についてはその名称及び面積も明示してください。 (立面図) 施設及び施設に附属する工作物の外壁及び屋根の形態、意匠等が確認できる立面図を添付してください。</td></tr> <tr> <td>営業施設 120m以内の周辺図</td><td>申請に係る施設所在地は図上に朱色で表示し、これを中心に半径120mの円を描いてください。 また、学校、公園、病院、公民館などの公共施設等を記入してください。</td></tr> <tr> <td>玄関帳場等の代替措置（代替設備等）の内容がわかる書類</td><td>玄関帳場を設置しない場合に添付。HPのひな形参考</td></tr> <tr> <td>消防法令適合通知書（写）</td><td></td></tr> <tr> <td>建築基準法における 検査済証（写）又は 用途変更確認済証（写）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>新築、増改築の場合は、検査済証</li> <li>使用目的を旅館に変更の場合、確認済証</li> <li>その他、法12条5項の報告など</li> </ul> <p>※建築時期が古く、検査済証がない場合は、建物の登記簿、登記図面等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合わせて、中之条土木事務所で建築確認等がされているかを確かめ、建築確認がある場合は、「建築確認台帳記載事項証明」を取得し添付してください。</li> <li>建築確認がなく証明が発行されない場合は、建物の規模、建築時期、建築した地域によっては、建築確認が不要であったなどの事実関係を、中之条土木事務所で確認し、口頭で申出してください。</li> </ul> </td></tr> </table>	定款又は寄附行為 及び 法人の登記事項証明書の写し	申請者が法人の場合に添付してください。 なお、登記事項証明書は履歴事項全部証明書をお願いします。	営業施設の配置図・平面図・立面図  ※簡易宿所に立面図は不要	(配置図) 敷地内における営業施設等の配置が確認できるものを添付してください。 (平面図) 客室、便所、浴場、洗面所、調理場その他必要な施設を明示してください。なお、客室についてはその名称及び面積も明示してください。 (立面図) 施設及び施設に附属する工作物の外壁及び屋根の形態、意匠等が確認できる立面図を添付してください。	営業施設 120m以内の周辺図	申請に係る施設所在地は図上に朱色で表示し、これを中心に半径120mの円を描いてください。 また、学校、公園、病院、公民館などの公共施設等を記入してください。	玄関帳場等の代替措置（代替設備等）の内容がわかる書類	玄関帳場を設置しない場合に添付。HPのひな形参考	消防法令適合通知書（写）		建築基準法における 検査済証（写）又は 用途変更確認済証（写）	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築、増改築の場合は、検査済証</li> <li>使用目的を旅館に変更の場合、確認済証</li> <li>その他、法12条5項の報告など</li> </ul> <p>※建築時期が古く、検査済証がない場合は、建物の登記簿、登記図面等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合わせて、中之条土木事務所で建築確認等がされているかを確かめ、建築確認がある場合は、「建築確認台帳記載事項証明」を取得し添付してください。</li> <li>建築確認がなく証明が発行されない場合は、建物の規模、建築時期、建築した地域によっては、建築確認が不要であったなどの事実関係を、中之条土木事務所で確認し、口頭で申出してください。</li> </ul>
定款又は寄附行為 及び 法人の登記事項証明書の写し	申請者が法人の場合に添付してください。 なお、登記事項証明書は履歴事項全部証明書をお願いします。												
営業施設の配置図・平面図・立面図  ※簡易宿所に立面図は不要	(配置図) 敷地内における営業施設等の配置が確認できるものを添付してください。 (平面図) 客室、便所、浴場、洗面所、調理場その他必要な施設を明示してください。なお、客室についてはその名称及び面積も明示してください。 (立面図) 施設及び施設に附属する工作物の外壁及び屋根の形態、意匠等が確認できる立面図を添付してください。												
営業施設 120m以内の周辺図	申請に係る施設所在地は図上に朱色で表示し、これを中心に半径120mの円を描いてください。 また、学校、公園、病院、公民館などの公共施設等を記入してください。												
玄関帳場等の代替措置（代替設備等）の内容がわかる書類	玄関帳場を設置しない場合に添付。HPのひな形参考												
消防法令適合通知書（写）													
建築基準法における 検査済証（写）又は 用途変更確認済証（写）	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築、増改築の場合は、検査済証</li> <li>使用目的を旅館に変更の場合、確認済証</li> <li>その他、法12条5項の報告など</li> </ul> <p>※建築時期が古く、検査済証がない場合は、建物の登記簿、登記図面等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合わせて、中之条土木事務所で建築確認等がされているかを確かめ、建築確認がある場合は、「建築確認台帳記載事項証明」を取得し添付してください。</li> <li>建築確認がなく証明が発行されない場合は、建物の規模、建築時期、建築した地域によっては、建築確認が不要であったなどの事実関係を、中之条土木事務所で確認し、口頭で申出してください。</li> </ul>												

提出書類	注意事項
水道水使用証明書、又は 利用水の水質検査成績書	水道水以外の場合は、水質検査成績書が必要です。
浄化槽設置届出書（写）、又は 浄化槽管理者変更報告（写）	該当の場合
水質汚濁防止法等に基づく特定 施設届（写）	該当の場合、又は、 添付がない場合、不要の確認をした旨の口頭申出 (なお、必要に応じて担当部署へ確認を案内します)
自然公園法に基づく環境省の許 可書（写）	該当の場合（上信越高原国立公園内特別地域）
情報公開に掛かる同意書	官民データ活用推進基本法に基づくオープンデータ公 開に同意いただくものです。保健所の窓口で配布の 他、HPで公開

#### （4）施設検査・照会について

##### ① 施設検査

営業が出来る状態で検査を実施します。電気・ガス・水道など加えリネン類を用意して  
ください。原則、調査日は毎週水曜日です。

##### ② 関係機関への照会

照会し回答を得るまで2～3週間程度掛かります。

- 1) 暴力団排除規定に基づき、個人又は法人の役員全員について、保健所から群馬  
県警に照会し回答書を受理します。
- 2) ラブホテル・モーテル類似施設、法第3条第3項該当施設がある場合、保健所  
からその関係機関に照会し回答書を受理します。

#### （5）許可について

許可書の交付日から営業を開始してください。

～～ 申請書等・記入例編 ～～

(第1面)

群馬県証紙又は領収済證明書貼付欄

旅館業營業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

吾妻 保健所長 あて

申請者

住所 吾妻郡中之条町大字西中之条〇〇一〇  
氏名 吾妻商事株式会社

代表取締役 国定 忠治

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

法人にあつては、その所在地、  
名称及び代表者の氏名

申請者電話連絡先を必ず記入すること。なお、  
申請者が日本に拠点を有さず日本での所在地。  
電話番号がない場合、対応者として  
①日本での代理人  
②施設管理委託者  
のいずれかに該当する者の氏名・所在地・電話  
番号を追加で記載すること。

旅館業法第3条第1項の規定により、旅館業の營業の許可を受けたいので申請します。

営業施設	所在地	吾妻郡中之条町大字西中之条〇〇一〇 電話：0279-〇〇-〇〇〇〇			施設電話番号がある場合は記入
	名称	旅館 吾妻			
営業の種別		旅館・ホテル			下のいずれかを記入 ・旅館・ホテル ・簡易宿所
客室数及び定員		客室の区分	客室数	定員	
		寝台を置く客室	5 室	10 人	
		寝台を置かない客室	3 室	15 人	
		計	8 室	25 人	
寝具の数		30			定員の2割増程度以上を用意ください
宿泊に伴う食事提供の有無		有			
使用飲料水の種別		中之条町水道			
省令第5条第1項の規定に該当するときは、営業期間又は地理的状況等の詳細		該当なし			該当は以下のとおり ・キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 ・体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設等 など
学校（大学を除く。以下同じ。）、児童福祉施設等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある施設にあつては、学校、児童福祉施設等からの距離		該当なし			

(第2面)

該当は以下のとおり

- ・成年後見人又は被保佐人
- ・破産手続開始の決定を受けて復権していない者
- ・旅館業法及び関連法令で、禁錮刑以上となり、執行日から3年を経過していない者
- ・旅館業許可を取り消され、取消日から3年を経過していない者
- ・暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者など

法第3条第2項 各号に該当することの有無及び 該当するときは、その内容	該当なし				
申請者、役員等 の氏名等（注）	フリガナ 氏名	生年月日（和暦）	性別	住所	役職名等
	クニサダ チュウジ <b>国定 忠治</b>	昭和〇〇年 〇〇月〇〇日	<b>男</b>	吾妻郡 中之条町大字 四万〇〇〇〇	<b>代表 取締役</b>
	クニサダ ツル <b>国定 鶴</b>	平成△△年 △△月△△日	<b>女</b>	吾妻郡 草津町大字 草津〇〇〇	<b>取締役</b>
	・個人の場合は、申請者1名を記入ください ・法人の場合は、会社登記事項全部履歴証明書に記載 のある役員の全員を記入してください				

#### 添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の構造設備の仕様書
- 3 営業施設の配置図、平面図及び付近120m以内の見取図
- 4 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、玄関帳場を設けない場合は、玄関帳場代替措置（代替設備等）の内容がわかる書類
- 5 営業施設の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し
- 6 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書

注 「申請者、役員等の氏名等」欄は、申請者が法人の場合は法人の役員の氏名等を記入し、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は申請者及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員）の氏名等を記入すること。

## 別紙

## 営業施設の構造設備の概要

## 1 建物

様式	敷地面積	建築面積	延べ面積
木造	650 m <sup>2</sup>	190 m <sup>2</sup>	380 m <sup>2</sup>
2階建			

詳細は2ページ参照

床面積① ⇒ 客室面積

床面積② ⇒ 有効床面積

〔旅館・ホテル営業〕

寝台が有の場合、床面積②4.5 m<sup>2</sup>につき定員1人寝台が無の場合、床面積②3.3 m<sup>2</sup>につき定員1人

## 2 客室

番号	階別	室名	寝台の有無	床面積①(※)	床面積②(※)	定員	換気	採光窓	照明	備考
1	1階	101	有	12.50 m <sup>2</sup>	10.30 m <sup>2</sup>	2人	自然	有	LED	バス・トイレ付
2	1階	102	有	13.00 m <sup>2</sup>	11.00 m <sup>2</sup>	2人	自然	有	LED	バス・トイレ付
3	1階	103	有	14.32 m <sup>2</sup>	12.22 m <sup>2</sup>	2人	自然	有	LED	
4	2階	201	有	13.00 m <sup>2</sup>	11.00 m <sup>2</sup>	2人	自然	有	LED	
5	2階	202	有	13.00 m <sup>2</sup>	11.00 m <sup>2</sup>	2人	自然	有	LED	
6	2階	203	無	24.98 m <sup>2</sup>	17.59 m <sup>2</sup>	5人	自然	有	LED	
7	2階	205	無	25.00 m <sup>2</sup>	18.00 m <sup>2</sup>	5人	自然	有	LED	バス・トイレ付
8	2階	206	無	25.00 m <sup>2</sup>	18.00 m <sup>2</sup>	5人	自然	有	LED	バス・トイレ付
計		8室				25人				

※ 床面積①には旅館業法施行令第1条第1項第1号の床面積を、床面積②には群馬県条例第2項の床面積を記入すること。

〔備考〕客室付属を記入  
・浴室  
・トイレ

採光窓は、客室に必須です

## 3 便所

階	大便器	小便器	大小兼用	計	様式
1階	8基	2基	基	10基	洋式・水洗
2階	3基			3基	洋式・水洗
計	11基	2基		13基	

〔換気〕  
窓を開放できる場合：自然  
窓を開放できない場合：動力大小兼用  
・和式便器が床から一段高くなつたもの

## 4 洗面所

階区分	1階	2階	階	階	階	計
箇所数	7	3				10
湯水栓数	7	3				10

## 5 浴室

区分 階	個 室 専 用	共 用	
		浴 室	脱 衣 室
1 階	5	m × m	m × m
2 階	3	×	×
屋外		サウナ室1.8m × 1.8m	
		×	×
		×	×
		×	×
計	8	1	
湯水栓数	8 箇所	箇所	箇所
シャワー	8 箇所	箇所	箇所

付帯設備の  
サウナ室も  
記載するこ  
と

## 6 玄関帳場又は玄関帳場代替措置（代替設備等）（※）

（6の欄は下宿営業は記載不要）

玄関帳場	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
玄関帳場代替措置（代替設備等）	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

※ 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、玄関帳場を設けない場合は玄関帳場代替措置（代替設備等）の内容がわかる書類を添付すること。

## 7 その他

区分	面積		換気		防虫設備							
調理室	18.5 m <sup>2</sup>		自然 <input checked="" type="checkbox"/> 動力 <input type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
食堂	28.3 m <sup>2</sup>		自然 <input checked="" type="checkbox"/> 動力 <input type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
配膳室	m <sup>2</sup>		自然 動力		有 <input type="checkbox"/> 無							
使用水	中之条町水道 ( )											
暖房	各客室エアコン完備											
寝具	布団	掛布団の 襟カバー	枕	枕 カバー	寝衣	敷布	ベット					
	30組	50枚	30個	50枚	30枚	50枚	S W 10台					
排水処理	浄化槽	大きさ	13.5 m <sup>3</sup>	( 50 人槽)								
		届出	令和〇〇年〇〇月〇〇日									
	下水	中之条町公共下水道										
	その他	(浄化槽型式等)										
避難設備	避難口誘導灯、非常用照明灯、非常警報装置											
従業員室	9.9 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>						

食事の提供が  
ある場合記入

目安  
布団等：  
定員 2割増  
シーツ・カバー：  
定員の倍量

浄化槽、又は  
下水のどちら  
かを記入

宿直室、  
営業者占有  
室など

# 令和7年4月1日からフロント要件が変わります！ ～「旅館業における衛生等管理要領」が改正されました～

人手不足の状況やICTの進展を踏まえ、本人確認の方法等が見直されます。

※地方自治体によっては、条例等の改正が必要な場合があるので、営業者の皆様におかれましてはご留意ください。

## 1 フロント対面による本人確認の代替方法に新類型を追加しました。

(1) ビデオカメラ等での従業員による本人確認

**【新】 (2) 自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認**

→ 改正後は (1) 又は (2) を選択可能

### 従来（従業員との面接必要）

#### 【本人確認】

- ①ビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認を常時鮮明な画像により実施



宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できる

#### 【防犯対策】

- ①ビデオカメラ等により、出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施

### 今後（②は従業員との面接不要）

#### 【本人確認】

- ①(略)

- ②自動チェックイン機器等を通じた本人情報（氏名、住所、連絡先等）の確認・照合



自動チェックインの状況を顔を判別できる角度で録画

#### 【防犯対策】

- ①(略)

- ②自動チェックイン機器等による本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に出入りできない構造



出入りの状況を顔を判別できる角度で録画

## 2

日本に住所を有しない外国人の旅券の保存は、自動チェックイン機器等による電子的な保存を含むことを明確にしました。

※上記は主な改正事項です。具体的な改正内容は裏面をご覧ください。

改正日：令和7年3月11日、施行日：令和7年4月1日

現行	改正案
<p>II 施設設備</p> <p>第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準</p> <p>8 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)～(4)までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができること。</p> <p>1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。</p> <p>2) <u>営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。</u></p> <p>3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。</p>	<p>II 施設設備</p> <p>第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準</p> <p>8 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)～(4)までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができること。</p> <p>1) 事故が発生したとき、宿泊者専用区域(客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域をいう。以下同じ。)に無断侵入する者がいるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。</p> <p>2) <u>次の①又は②のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施すること。</u></p> <p>① <u>営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること。</u></p> <p>② <u>V 4の2)の要件に該当するICTを活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。</u></p> <p>3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。</p>
<p>V 宿泊者名簿</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等により行うこと。</p> <p>1) <u>宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。</u></p> <p>2) <u>当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。</u></p> <p>5 日本国に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えないこと。</p>	<p>V 宿泊者名簿</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下<u>1)又は2)のいずれかの要件に該当するICTを活用した方法等</u>により行うこと。</p> <p>1) <u>①宿泊しようとする者の顔及び旅券が鮮明な画像により確認でき、②当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。</u> <u>②の方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。</u></p> <p>2) <u>営業者と宿泊しようとする者が氏名、住所、連絡先その他本人確認に必要な情報(以下「本人確認情報」という。)及び営業者の発行する二次元コードや暗証番号等(以下「事前共有情報」という。)を事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の自動チェックイン機器等に示した事前共有情報及び本人確認情報と、営業者の保有する事前共有情報及び本人確認情報を照合することができること。</u> <u>その際、本人確認の状況について、宿泊しようとする者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画し、必要時に確認できること。</u> <u>この場合において、営業者は、宿泊しようとする者が自動チェックイン機器等の操作について問合わせができるような設備や体制を確保すること。</u></p> <p>5 日本国に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存(<u>自動チェックイン機器等による電子的な保存を含む。</u>)すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に対する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えないこと。</p>